

## 静岡県公立大学法人職員倫理細則

平成22年4月1日 細則第41号

(趣旨)

第1条 この細則は、静岡県公立大学法人職員倫理規程(平成19年規程第6号。以下「規程」という。)の規定に基づき、静岡県公立大学法人(以下「法人」という。)の職員(静岡県公立大学法人職員就業規則第2条第1号の職員をいう。以下同じ。)の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(倫理行動規準)

第2条 職員は、法人の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第1号から第3号までに掲げる規程第3条の倫理原則とともに第4号及び第5号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法律、条例又法人の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が法人の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第3条 この細則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 契約に関する事務

物品購入、受託研究、共同研究その他の契約に関し、契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(2) 入学試験における合格者の決定に関する事務

当該入学を志願する者及びその関係者

(3) 卒業判定、修了判定又は学位審査に関する事務

当該卒業判定、修了判定又は学位審査の対象となる学生等

(4) 学生及び職員の懲戒処分に関する事務

当該懲戒処分の対象となる学生及び職員

(5) 職員として採用する者の決定に関する事務

法人に職員として採用を希望する者及びその関係者

(6) 所管する事業に関する事務（前各号に掲げる業務を除く。）

職員の職務の性質上、その職務権限と特別な利害関係のある事業者等

(贈与を受けることの禁止)

第4条 職員は、利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けてはならない。ただし、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 利害関係者から通常一般の儀礼の範囲の、香典又は供花その他これらに類するものの贈与を受けること。

(2) 利害関係者から一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲の記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。

2 前項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(供応接待を受けることの禁止)

第5条 職員は、利害関係者から供応接待を受けてはならない。ただし、職員は、職員と利害関係者の職務上の利害関係の状況及びその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合(以下「県民の疑惑等を招くおそれがないと認められる場合」という。)に限り、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

(2) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

(3) 多数の者が出席する式典、祝賀会又はこれらに類する会合において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

(飲食に係る禁止)

第6条 職員は、利害関係者と共に飲食をしてはならない。ただし、職員は、県民の疑惑等を招くおそれがないと認められる場合に限り、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食をすること。

- (2) 職務として出席した会議において、利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- (3) 多数の者が出席する式典、祝賀会又はこれらに類する会合において、利害関係者と共に飲食をすること。

(ゴルフに係る禁止)

第7条 職員は、利害関係者と共にゴルフをしてはならない。ただし、職員は、県民の疑惑等を招くおそれがないと認められる場合に限り、自己の費用を負担して利害関係者と共にゴルフをすることができる。

(遊技又は旅行に係る禁止)

第8条 職員は、利害関係者と共に遊技又は旅行(法人の職務のための旅行を除く。)をしてはならない。ただし、職員は、同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は法人が行った研修若しくは法人から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、県民の疑惑等を招くおそれがないと認められる場合に限り、自己の費用を負担して利害関係者と共に遊技又は旅行をすることができる。

(その他の禁止行為)

第9条 職員は、第4条から前条までに掲げるもののほか、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
- (2) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。ただし、職務として利害関係者を訪問した際における当該利害関係者から提供される事務用品等の物品の使用のための貸付けを除く。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。ただし、職務として利害関係者を訪問した際における当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)の利用(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)を除く。
- (4) 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項の金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

(検査等の際における禁止行為)

第10条 職員は、検査等の際においては、第4条第1項ただし書、第5条ただし書、第6条ただし書、第7条ただし書及び第8条ただし書の規定にかかわらず、当該検査等に係る利害

関係者との間において、次に掲げる行為(次条の私的な関係のある者であって、利害関係者に該当するものとの間における行為を除く。)を行ってはならない。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる行為
- (2) 第5条第2号及び第3号に掲げる行為
- (3) 共に飲食、ゴルフ、遊技又は旅行をすること。

(私的な関係等による例外)

第11条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第4条第1項本文、第5条本文、第6条本文、第7条本文、第8条本文及び第9条の規定にかかわらず、これらの規定に定める行為を行うことができる。

2 職員は、倫理監督者(規程第9条第1項の職員の倫理を監督する者をいう。以下同じ。)が、職員と利害関係者の職務上の利害関係の状況及びその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可した場合においては、第4条第1項本文、第5条本文、第6条本文、第7条本文、第8条本文、第9条(第2号及び第3号の部分に限る。)及び前条の規定にかかわらず、これらの規定に定める行為を行うことができる。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第12条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(講演等に関する規制)

第13条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(静岡県公立大学法人職員兼業規程第9条第1項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

(倫理監督者への相談)

第14条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断するこ

とができない場合、利害関係者との間で行う行為が第4条から第10条までに規定する禁止行為に該当するかどうかを判断することができない場合又は第11条第1項の県民の疑惑等を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第15条 管理職員(職員のうち、静岡県公立大学法人管理職手当に関する細則(平成19年細則第2号)第2条の規定による管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下同じ。)は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与(通常一般の儀礼の範囲の、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを除く。)若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬(利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬又は利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬に限る。以下同じ。)の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、次に掲げる事項を記載した別記様式による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、理事長に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により利益を受け、又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- (2) 贈与等の内容又は報酬の内容
- (3) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
- (4) 前号の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠
- (5) 供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた式典等の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)
- (6) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称又は氏名及び住所
- (7) 規程第2条第2項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)
- (8) 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する機関との関係

(贈与等報告書の保存及び閲覧)

第16条 前条の規定により提出された贈与等報告書は、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、理事長に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき20,000円を超える部分に限る。)の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)を請求することができる。ただし、公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものとして任命権者が認めた事項に係る部分については、この限りでない。
- 3 贈与等報告書の閲覧は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。
- 4 贈与等報告書の閲覧は、理事長が指定する場所でこれをしなければならない。
- 5 前3項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

(倫理監督者の責務)

第17条 倫理監督者は、規程又はこの細則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 職員からの第14条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
  - (2) 職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 2 倫理監督者は、その指定する職員に、規程又はこの細則に定めるその職務の一部を行わせることができる。

附 則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成14年4月1日施行の静岡県立大学教員倫理内規は、廃止する。

別記様式(第15条関係)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

贈与等報告書

年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

所属

職名

氏名

印

(氏名を自署する場合は、押印は不要であること。)

年月日	
基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等による利益又は報酬の価額	
推計した額の根拠	
供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた場において受けた供応接待にあつては、居合わせた者の概数)	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称又は氏名及び住所	
役員等の役職又は地位及び氏名	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等と職員の職務との関係及び当該職員の属する機関との関係	

(注)

- 1 「年月日」欄には、贈与等により利益を受け、又は報酬の支払を受けた年月日を記載すること。
- 2 「基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあつては贈与、供応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあつては職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載すること。
- 3 「贈与等又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの具体的な内容を記載すること。
- 4 「推計した額の根拠」欄には、「贈与等による利益又は報酬の価額」欄に推計した額を記載している場合に、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載すること。
- 5 「役員等の役職又は地位及び氏名」欄には、規程第2条第2項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合に記載すること。当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名を記載すること。
- 6 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入すること。